

多摩市告示第 号

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定の試行に関する要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定の試行に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。）第58条の規定に基づき、多摩市が締結した請負契約に係る工事及び委託契約に係る業務（以下「工事等」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）について、その試行実施を行うために必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定を実施することによる受注者及び受託者（以下「受注者等」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、次に掲げる工事等について、工事等ごとに行う。

- (1) 1件の金額が500万円以上の請負工事
 - (2) 1件の金額が200万円以上の委託業務（設計、監理、測量及び地質調査に限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、工事等を主管する課（以下「工事等主管課」という。）の長（以下「工事等主管課長」という。）が評定を行う必要があると認める1件の金額が500万円未満の請負工事及び200万円未満の委託業務
- 2 前項の規定にかかわらず、工事等主管課長が、緊急に工事等を行う場合等通常の施工監理手順によることが適当でないと認めるもの及び工事等の内容が比較的単純かつ軽易であると認めるものについては、評定を行わないことができる。

（評定の構成）

第3条 評定は、工事等主管課及び当該工事等を検査する課（以下「検査主管課」という。）が行う評定を併せたもので構成する。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる評定の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 工事等主管課の評定 監督員（規則第2条第13号に規定する監督員をいう。以下同じ。）のうち、多摩市監督員業務要綱（平成25年多摩市告示第140号）第3条第1項に規定する総括監督員（総括監督員を置く場合に限る。）、主任監督員及び担当監督員
- (2) 検査主管課の評定 規則第57条に定める者（委託業務の評定については、当該委託業務の委託元である事業の主管課長又は当該主管課長が指名する職員。以下「検査員」という。）

（評定の時期）

第5条 評定者は、工事等主管課の評定については当該工事等が完了したときに、検査主管課の評定については完了検査が終了したときに評定を行う。ただし、完了検査の結果

に基づき手直しをさせたときにおける当該手直しについては、評価は行わない。

（工事等主管課の評価方法）

第6条 第2条第1項第1号又は第3号に規定する請負工事に係る工事等主管課の評価は、別表第1に定める評価項目について、別に定める実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるところにより行う。

2 第2条第1項第2号又は第3号に規定する委託業務に係る工事等主管課の評価は、別表第2に定める評価項目について、実施細則に定めるところにより行う。

3 工事等主管課の評価に係る評価者は、工事等の内容により、前2項の評価項目に適當でない項目があると認めるときは、当該評価項目については、評価を行わない。

4 評価は、監督により確認した事項に基づき、的確かつ公正に行わなければならない。

5 主任監督員又は担当監督員は、その協議により評価を行い、別に定める項目別評価表（以下「項目別評価表」という。）により総括監督員に報告する。

6 総括監督員は、前項の規定により受けた報告に基づき、別表第1又は別表第2に掲げる法令遵守その他の事項について評価を行い、別に定める監督員評価集計表により監督員評価点を算出し、評価を決定する。

（検査主管課の評価方法）

第7条 第2条第1項第1号又は第3号に規定する請負工事に係る検査主管課の評価は、別表第3に定める評価項目について、実施細則に定めるところにより行う。

2 第2条第1項第2号又は第3号に規定する委託業務に係る検査主管課の評価は、別表第4に定める評価項目について、実施細則に定めるところにより行う。

3 検査員は、工事の内容により、前2項の評価項目に適當でない項目があると認めるときは、当該評価項目について評価を行わない。

4 評価は、検査により確認した事項に基づき、的確かつ公正に行わなければならない。

5 検査員は、自ら作成した項目別評価表に基づき、別に定める検査員評価集計表により検査員評価点を算出し、評価を決定する。

6 検査員は、前項の規定により決定した評価を、検査主管課の長（以下「検査主管課長」という。）に報告する。

（評価結果の報告）

第8条 工事等主管課長は、監督員による評価の結果を取りまとめ、完了検査終了後10日以内に契約主管課長（契約を主管する課の長をいう。以下同じ。）に、監督員工事成績評価報告書又は監督員委託成績評価報告書により報告する。

2 検査主管課長は、完了検査の終了後10日以内に契約主管課長に、検査員工事成績評価報告書又は検査員委託成績評価報告書により報告する。

（評価結果の通知）

第9条 契約主管課長は、工事等主管課長及び検査主管課長から報告された工事等の評価を取りまとめ、工事成績評価通知書又は委託成績評価通知書により、速やかに工事等の受注者等に評価の結果を通知する。

2 前項の規定による評価の取りまとめは、工事成績総合評価表、委託成績総合評価表又は監理委託成績総合評価表により行う。

（評価結果の取扱い）

第10条 評価結果による受注者等の取扱いについては、市長が別に定める。

（説明請求）

第11条 受注者等は、評価結果に疑義がある場合は、第9条第1項の規定により通知を受けた日の翌日から14日以内に、契約主管課長に工事・委託成績評価に関する説明請求書により説明を求めることができる。

2 契約主管課長は、前項の規定により説明を求められた場合は、工事等主管課長及び検査主管課長と協議のうえ、工事・委託成績評価に関する説明請求書に対する説明書により回答するものとする。

（苦情の申立て）

第12条 受注者等は、前条第2項の規定による回答に対して苦情がある場合は、市長に対し、1回に限り苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の苦情の申立ては、前条第2項の規定による回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に、工事・委託成績評価に関する苦情申立書に、当該申立ての根拠となる記録等を添付して市長に提出することにより行うものとする。

（多摩市工事等成績評価苦情審査委員会への付議）

第13条 市長は、前条第1項の規定による苦情申立てがされた場合は、別に定めるところにより多摩市工事等成績評価苦情審査委員会（以下「委員会」という。）に付議し、意見を求めるものとする。

2 前条の規定による付議は、多摩市工事・委託成績評価苦情審査委員会付議要求書により行うものとする。

3 委員会は、第1項の規定による付議を受けたときは、その内容について審査し、多摩市工事・委託成績評価苦情審査委員会答申書により答申をするものとする。

（苦情申立ての回答）

第14条 市長は、第12条第1項の規定による苦情申立てをした者に対し、前条第3項の答申を踏まえ、工事・委託成績評価に関する苦情申立てに対する回答書により回答を行うものとする。

（評価結果の公表）

第15条 市長は、第9条の規定により取りまとめた評価結果を、第11条第1項又は第12条第2項に規定する期間の経過後、多摩市公式ホームページで公表するものとし、公表期間は公表の日から1年間とする。この場合において、第11条第1項の規定による説明の請求又は第12条第1項の規定による苦情の申立てがされた場合は、これらの手続が終了した後に公表するものとする。

（評価の修正）

第16条 総括監督員又は検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評価を修正することができる。

- (1) 第9条第1項の規定による通知後、工事等に関し受注者等に重大な法令違反があったことが判明した場合
- (2) 第9条第1項の規定による通知後、受注者の故意又は重大な過失により生じた工事目的物の隠れた瑕疵が判明した場合
- (3) 委員会の審査の結果、評価の修正が必要であると認める場合

(4) 評価の錯誤その他の事由により、評価の修正が必要であると認める場合

2 第9条及び第10条の規定は、前項の規定による評価の修正の結果の通知及び取扱いについて準用する。

(評価の方法、様式等)

第17条 評価の方法、様式、評価の利用等については、この要綱に定めるもののほか、実施細則に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結する工事等について適用する。

3 前項の規定によりこの要綱の規定の適用の対象となる工事等の契約に係る事業者の指名、選定等の取扱いについては、第10条の規定にかかわらず、施行日から令和9年3月31日までの間、多摩市請負工事及び委託業務の成績の評価に関する要綱（平成19年多摩市告示第41号）の定めるところにより行うものとする。この場合において、第12条から第15条まで及び第16条第1項第3号の規定は適用しない。

別表第1（第6条関係）

基本項目	評価項目
施工体制	施工体制全般、配置技術者、対外調整
現場管理	安全衛生管理、工程管理
施工管理	施工管理、品質管理、出来栄え
技術力の発揮	構造物固有の難しさへの対応、技術固有の難しさへの対応、自然条件への対応等
創意工夫と熱意	施工体制、配置技術者、安全管理、工程管理、施工管理等に関する創意工夫と熱意
社会的貢献	工事現場周辺における社会的貢献の有無
法令遵守	法令等の違反の有無

別表第2（第6条関係）

基本項目	評価項目
基本的技術力	工程管理・書類全般、業務体制・技術力全般、成果品の品質
創意工夫と熱意	工程管理、品質管理向上、高度な設計、自主的提案、出来栄え向上等に関する創意工夫と熱意
法令遵守	法令の重大な遵守違反、進捗遅延・配置技術者に関する不作為、成果品の誤り、不適切・不誠実な行為等

別表第3（第7条関係）

基本項目	評価項目
施工管理	現場代理人・主任技術者等、提出書類、施工管理記録等の施工管理に関する事項の契約図書の規定の遵守
品質管理	品質管理に関する事項の契約図書の規定の遵守
出来形	出来形・出来高に関する事項の契約図書の規定の遵守
出来栄え	工事目的物の出来栄えに関する事項の契約図書の規定の遵守
再検査	完了検査等に係る再検査実施の有無

別表第4（第7条関係）

基本項目	評価項目
------	------

成果品の品質	成果物の出来栄等に関する事項の契約図書の規定の遵守
業務体制・技術力	業務遂行に関する事項の契約図書の規定の遵守と業務遂行に必要な技術力の有無
創意工夫と熱意	成果品の品質向上に向けた創意工夫と熱意の有無